

固定資産の減損会計①

固定資産の減損会計では、①資産のグルーピング、②減損の兆候の判定、③減損損失の認識の判定、④減損損失の測定の4つのステップにより検討が行われます。

このうち、③以降は②で兆候ありとなった場合に検討が必要となるステップですが、①・②のステップは各社決算期ごとに検討を行う必要がある項目のため、今回は①のステップの決算時の留意点をご紹介します。

①資産のグルーピング

減損会計では、減損損失の認識・測定を行う単位としての資産グループを決定する必要があり、資産グループとは、ほかの資産グループのキャッシュフローから概ね独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位をいいます。

実務的には、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮してグルーピングの方法を定めることとなり、当期に行われた資産のグルーピングは原則として翌期以降の会計期間においても同様に行うとされています。

固定資産の減損会計は既に導入済みのため、事実関係の変化（例えば事業の再編成による管理会計上の区分の変更、事業の種類別セグメント情報におけるセグメンテーションの方法等の変更など）を除き、各社毎期継続したグルーピングが行われていると思われませんが、決算時には、実務上減損損失の計上に至るケースが多い下記項目について留意が必要となります。

- ・取締役会や常務会等において、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行い、その代替的な投資も予定されていないときなど、これらに係る資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えない場合に、該当する資産のうち重要なものは他の資産又は資産グループのキャッシュフローから概ね独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位として取り扱うとされています。

- ・将来の使用が見込まれていない遊休資産も、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産と同様の趣旨で、重要なものについては他の資産又は資産グループのキャッシュフローから概ね独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位として取り扱うとされています。

これまでの有価証券報告書における開示例では、上記項目に該当したことによる減損損失の計上が多く見られるため、決算時には通常の継続したグルーピングによる検討に加え、上記項目に該当する事象の有無を把握することが必要と考えられます。

以上